

豊田市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
豊田市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	
(1) 計画の趣旨	p 1
(2) 豊田市の現状	p 1
2. 目標	
(1) 時間外在校等時間に関する目標	p 2
(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	p 2
3. 計画の期間	p 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	
(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	p 2
イ 学校以外が担うべき業務	
ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務	
ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務	
(2) 学校における措置の推進	p 6
(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	p 6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	p 6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

豊田市教育委員会は、令和3年度に豊田市教職員多忙化解消プランを改訂し、「教育職員が元気に学び合いながら、いつも子どもとともにいる環境の実現」を目指し取り組んできた。しかし、教育職員の働き方改革は少しずつ進んではいるが、まだ道半ばであり、さらなる業務縮減・改善に向けた工夫が必要である。

また、令和8年度から取り組む第5次豊田市教育行政計画で、誰もが自分らしく豊かな人生を切り拓いていけるように、「子ども起点」と「つながり合い」という視点を大切にしながら、教育に関する取組の着実な推進を掲げている。

本実施計画を着実に遂行し、働き方改革を実現することで、教育職員が自らのワーク・ライフ・バランスを意識し、学び続けることができる教育職員の姿を目指す。そして、児童生徒に向き合う時間を十分に確保し、児童生徒に寄り添うことができる学校をつくる。

(2) 豊田市の現状

豊田市では、令和3年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「豊田市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定めた。それに合わせて改訂した豊田市教職員多忙化解消プランでは、スケジュールを示し具体的な取組を行うことで、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、豊田市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度・時間外在校等時間の状況】

	1年間の時間外在校等時間の平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	367.1時間	28.5%	4.9%
中学校	491.3時間	42.5%	14.3%

コロナ禍以降、1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合はわずかであるが減少傾向にある。しかし、令和7年度に豊田市立学校教育職員を対象に実施した「在校等時間及び多忙感についてのアンケート」では、多忙感が前年度より減少したと答えた教育職員は31%だった。アンケート結果では、時間外在校等時間を縮減できない理由は、『業務を縮減しても別の新たな業務が加わるから』、『時間外での保護者や児童生徒への対応に時間がかかるから』が上位で、業務の負担感が大きくなっていることがわかる。教育の質の向上を目指し、必要な時間的余裕を創出するためには、さらなる業務縮減・改善の推進と多忙感の軽減の両面を図ることが必要である。

【令和7年度・在校等時間及び多忙感についてのアンケート結果】

①前年度より在校等時間も多忙感も減っている	25.9%
②前年度より在校等時間は減っているが、多忙感は減っていない	26.8%
③前年度より在校等時間は減っていないが、多忙感は減っている	5.1%
④前年度より在校等時間も多忙感も減っていない	42.2%

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

○令和11年度までに、

- ① 1か月の時間外在校等時間が45時間超の割合を0%にする
- ② 1年間の時間外在校等時間を360時間以下にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【 】内は令和7年度の数値

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする【17.6日】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を6%まで減少させる【9.1%】
- 「在校等時間及び多忙感についてのアンケート」において、前年度より多忙感が減ったと回答する教育職員の割合を50%まで増加させる【31.0%】
- 教育職員が専門性を発揮し、児童生徒や保護者との信頼関係を構築するなど、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容（本計画期間中の重点事項）

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等【3分類①関係】

- ・地域学校共働本部が主体となった、保護者・地域住民等で構成される登下校見守りボランティアによる日常的な見守り体制を推進する。
- ・登下校時における熱中症など緊急時に対応できる場所（こども110番の家や緊急避難場所）を拡充する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

【3分類②関係】

- ・校外の見回りについて、豊田市が地区補導員の委嘱を行い、各地区コミュニティが中心となったパトロール活動に委ねる。
- ・関係機関との連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ・保護者と連絡がつかない等の場合は、まずは豊田市教育委員会が窓口となる。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化）【3分類③関係】

- ・徴収回数削減や必要性の精査、保護者と事業者との直接支払い方式の活用など学校の事務負担を軽減するための手法について周知を図る。
- ・公会計化に関し、他自治体の取組を情報収集し、調査研究を行う。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等【3分類④関係】

- ・学校運営協議会や中学校区ごとのコミュニティ・スクール連絡会議等において、取組内容や課題解決方法の共有を図るなど、地域学校協働活動への理解を促進する。
- ・地域コーディネーターの研修等を充実させ、学校や保護者・地域住民等との連携の図り方や他校の取組を学ぶことができる仕組みを構築する。
- ・自立した地域学校共働本部を目指し、教育職員への理解を広めることで、教頭や特定の役職者に負担が集中しないようにする。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応【3分類⑤関係】

- ・対応困難な事案について学校が相談するスクールロイヤー機能において、待ち時間なく、何度でも繰り返し相談できる体制を強化する。
- ・市長部局とも連携して、学校でもカスタマーハラスメントへの対策や対応ができる体制を構築する。
- ・学校が電話の受信を控える時間帯の設定は継続し、新たに通話内容を録音する機能、音声ガイダンス機能の設置等について検討する。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答【3分類⑥関係】

- ・調査内容を精選し、できる限り調査を減らすように努める。
- ・Microsoft Forms、校務支援システム、eラーニング等を活用することによって調査・統計等の回答に係る教育職員の事務負担を軽減する。
- ・豊田市学校教育の情報化プラン（2026～2030）に基づき、調査等のさらなるDX化を目指す。

◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理【3分類⑦関係】

- ・保護者・地域住民等への周知は、学校HPや学校メールを活用する。
- ・これまで紙媒体で行っていた情報を電子化し、保護者・地域住民等への連絡で活用する。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理【3分類⑧関係】

- ・学習用タブレットや個人情報等の管理は、民間委託業者が豊田市教育委員会と連携して対応に当たる。

- ・ ICT 支援員が年 2～5 回、各学校を巡回して、ICT 機器の効果的活用についての助言や機器管理の支援を行う。
 - ・ 学習用タブレットの破損・故障報告やアカウントの発行については、管理システムを活用することで、事務負担を軽減する。
- ◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理【3分類⑨関係】
- ・ 水泳授業の民間委託実施校を拡大することで、学校プールの管理負担を削減する（令和 8 年度 42 校見込み）。民間委託できない学校については、学校プールの管理負担を軽減するための手法について検討を行う。
 - ・ 学校開放については、予約システムを構築し、業務の効率化を図るほか、民間団体への管理委託を拡大する。
- ◇校舎の開錠・施錠【3分類⑩関係】
- ・ 開錠については、スクール・サポート・スタッフの活用や管理業務の委託等を幅広く検討する。
 - ・ 施錠については、特定の教育職員に負担が集中しないよう役割分担をしながら、勤務時間内で行えるよう工夫する。
- ◇児童生徒の休み時間における安全への配慮及び校内清掃【3分類⑪⑫関係】
- ・ 地域学校共働本部と連携し、保護者・地域住民等によるボランティア支援を受けながら、児童生徒の見守り体制の拡充を図る。
 - ・ 公務手、校内整備員に加えて校務補助員、校務支援員にも校内清掃業務を依頼できるよう、業務内容の見直しを検討する。
 - ・ ボランティア支援を得ながら清掃範囲の合理化を図り、児童生徒による校内清掃の実施回数を減らす。
- ◇部活動（部活動の地域展開）【3分類⑬関係】
- ・ 地域学校共働本部にマネージャー及びコーディネーターを配置し、各種目には技術指導者と補助員を配置することで、平日・休日の部活動を地域指導者が担う体制を整備し、令和 8 年 9 月から部活動の地域展開を実現する。
 - ・ 部活動の地域展開により、指導を地域の指導者等が担い、専門性を有する地域人材を活用することで、子どもたちにとって質の高い活動機会を確保する。
 - ・ 部活動の地域展開後、令和 8 年度中は顧問（教員）がアドバイザーとして相談対応等を行うが、直接の指導には携わらない。令和 9 年度以降は地域指導者・クラブコーディネーター及び保護者からの相談に対応する窓口を設置する。
 - ・ 活動時間は、原則、平日 1 時間・週 3 日以内、休日は土日のいずれか 1 日 3 時間程度とし、活動時間の適正化を図る。

八 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇給食の時間における対応【3分類⑭関係】

- ・栄養教諭が、食育の中心として授業・相談・給食指導に主体的に関わり、校務分掌や学校の教育活動にも教育職員として参画していけるような体制づくりを進める。
- ・(仮称)とよた給食ネットを導入し、アレルギー情報のウェブ管理や献立の喫食可否確認をスマートフォン等で行えるようにすることで、児童生徒の安全確保と保護者・教育職員の負担軽減を図る。

◇授業準備【3分類⑮関係】

- ・ワークシート等の校内データは Teams で、豊田市教育委員会が管理する学習支援素材は教育職員用ポータルサイト「クラウド POTETO」で共有し、教材づくりに係る負担軽減を図る。
- ・教科や総合的な学習の時間等において、児童生徒が地域の資源に触れ、地域愛が高められる教材「WE LOVE とよた 教育プログラム」を教育職員が積極的に活用できるよう、内容や方法を検討する。

◇学習評価や成績処理【3分類⑯関係】

- ・小・中学校で自動採点システムを導入し、採点業務の効率化を図る。
- ・児童生徒の理解度等を容易に把握できる AI ドリルの活用推進を図る。
- ・教育データの利活用を進めるために、令和 10 年度までに教育ダッシュボードを構築する。

◇学校行事の準備・運営【3分類⑰関係】

- ・関係機関との連携をはじめ、日程調整や物品準備業務等について、事務職員、校務支援員、校務補助員などの協力を得ながら、特定の教育職員に負担が集中しないよう配慮する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応【3分類⑱関係】

- ・相談ニーズの増加に合わせ、中学校拠点校配置のスクールソーシャルワーカーの増員やスクールカウンセラーの適正配置を図る。スーパーバイザーによる研修を年 2 回以上、個別面談による指導・助言を年 1 回以上実施することで、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの対応力の向上を図り、生徒指導関係の校内会議などで専門的な知見を活用できるようにする。
- ・全ての小中学校へのはあとラウンジスタッフの配置、5 人以上在籍の特別支援学級への学級運営補助指導員の配置など、支援員の配置を拡充するとともに、支援員に対する研修を年 2 回以上実施することで、効果的な支援を促進する。
- ・医療的ケアが必要な全ての児童生徒に対して、小・中学校には訪問看護ステーションから看護師を派遣し、特別支援学校には看護職員を配置する。また、豊田市

教育委員会に保健師を配置し、学校が医療的ケアに関する相談ができる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

- 学校における以下の措置を推進し、教育職員が担う業務の適正化を図る。
 - ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
 - ・ねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直しなど、日課表の工夫を行う。
 - ・通話内容を録音する機能、音声ガイダンス機能等の設置について検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。
 - ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる場合は、医師による面接指導の機会を設ける。
 - ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
 - ・常時勤務する教育職員にはストレスチェックを実施し、衛生委員会等で実施後の集団分析結果を活用するなど、職場環境改善を推進する。
 - ・ストレスチェックにおいて高ストレス判定であった教育職員の中で希望する者には医師による面接指導を実施する。
 - ・校内の衛生管理者または衛生推進者は、時間外在校等時間の記録等から教育職員の勤務実態等を点検し、問題がある時は医師、管理職と連携し適切に対応する。また、健康診断等の結果を踏まえ、心身両面にわたる健康指導を実施する等教育職員の健康管理を行う。
 - ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
 - ・夏季休業中などに代表勤務を置かず対外的な業務を行わない日（学校閉庁日）の設定を継続しながら、その日数の拡充を図る。
 - ・教育職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、フレキシブルな働き方のためのアイデア（時差出勤制度の拡充、リフレッシュ休暇の導入など）を集め、愛知県と共有・連携を図る。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図る目的で、豊田市立学校教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、豊田市HPで公表する。また、総合教育会議においてその内容を報告することとする。
- 学校で児童生徒等への支援を行う人材の確保について、関係部局・関係機関と問題を共有しながら取り組む。

- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、これまで通り校務用パソコンのログオン・オフの時刻によって得られる客観的な結果から把握する。その他の目標については常勤の教育職員に実施するストレスチェックの結果等から把握する。
- 教育職員が勤務時間の自己マネジメントをしやすいように、ダッシュボード化をはじめ、自身の時間外在校等時間の状況（客観的な結果）を簡単に閲覧できる仕組みを整備する。
- 定期的にアンケート等を実施することで、教育職員が抱える多忙感、不安感等の把握に努め、実態に合わせた働き方改革を推進する。
- 各学校の働き方改革の取組が一層進むよう、様々な機会をとらえて本計画の周知を図る。豊田市教育委員会が主催する研修において、働き方改革やタイムマネジメント等の内容を位置付ける。
- 豊田市教育委員会は各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合は、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。また、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰り等が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に個別の支援・指導を実施する。
- 校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 市長部局と連携しながら、保護者や地域住民に対して、本実施計画の内容について周知を図り、学校教育活動への協力が得られるよう取り組む。